

墨田区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例（案）概要

1 占用料の改定

固定資産税に係る固定資産の評価替え（令和3年度）に伴い、道路占用料を次のように改定する。

2 改正内容

占 用 物 件		単 位	現 行	改正案	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき 1年	7,970円	9,350円	
	第2種電柱		12,200円	14,300円	
	第3種電柱		16,500円	19,300円	
	第1種電話柱		6,440円	7,720円	
	第2種電話柱		10,400円	12,400円	
	第3種電話柱		14,200円	17,000円	
	その他の柱類		710円	830円	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき 1年	71円	83円	
	地下に設ける電線その他の線類		42円	50円	
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	6,980円	8,180円	
	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき 1年	4,270円	5,010円	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	14,200円	16,700円	
	広告塔	表示面積1㎡につき 1年	20,300円	23,400円	
	その他のもの	占用面積1㎡につき 1年	14,200円	16,700円	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.04m未満のもの	長さ1mにつき 1年	160円	190円	
	外径が0.04m以上0.07m未満のもの		290円	340円	
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		420円	500円	
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		640円	750円	
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		850円	1,000円	
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		1,280円	1,500円	
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		1,700円	2,000円	
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		2,990円	3,500円	
	外径が0.7m以上1.0m未満のもの		4,270円	5,010円	
外径が1.0m以上のもの	8,540円	10,000円			
法第32条第1項第3号に掲げる施設	占用面積1㎡につき 1年	12,400円	14,800円		
法第32条第1項第4号に掲げる施設	占用面積1㎡につき 1年	14,200円	16,700円		
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1㎡につき 1年	A × 0.004	現行どおり
		階数が2のもの		A × 0.006	
		階数が3以上のもの		A × 0.007	
	上空に設ける通路	10,100円		11,700円	
	地下に設ける通路	6,100円		7,020円	
	その他のもの	9,060円		10,400円	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1㎡につき 1日	200円	230円	
	商品置場その他これに類するもの	占用面積1㎡につき 1年	20,300円	23,400円	
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチ式であるものを除く。)		表示面積1㎡につき 1年	20,300円	23,400円
	標識		1本につき 1年	11,300円	13,300円
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡又は1本につき 1日	200円	230円
		その他のもの	その面積1㎡又は1本につき 1年	20,300円	23,400円
	アーチ式工作物	車道を横断するもの	1基につき 1年	203,300円	234,000円
その他のもの	101,600円	117,000円			

令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積 1㎡につき	1年	14,200円	16,700円	
令第7条第3号に掲げる施設		占有面積 1㎡につき	1年	A × 0.024	現行どおり	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料置場	板囲、足場その他の工事用施設及び工事用材料置場	占有面積 1㎡につき	1年	20,300円	23,400円	
	危険防止施設			7,200円	8,640円	
	詰所			20,300円	23,400円	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設		占有面積 1㎡につき	1年	14,200円	16,700円	
令第7条第8号に掲げる施設（高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路に係るものを除く。）	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	占有面積 1㎡につき	1年	A × 0.006	現行どおり
		階数が2のもの			A × 0.008	
		階数が3のもの			A × 0.011	
		階数が4以上のもの			A × 0.012	
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの			A × 0.004	
		階数が2のもの			A × 0.006	
		階数が3以上のもの			A × 0.007	
その他のもの				A × 0.024		
令第7条第9号に掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場（同号口に掲げる道路に係るものを除く。）	建築物	階数が1のもの	占有面積 1㎡につき	1年	A × 0.006	現行どおり
		階数が2のもの			A × 0.008	
		階数が3のもの			A × 0.011	
		階数が4以上のもの			A × 0.012	
	その他のもの					
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占有面積 1㎡につき	1年	A × 0.006	現行どおり
		階数が2のもの			A × 0.008	
		階数が3のもの			A × 0.011	
		階数が4以上のもの			A × 0.012	
	その他のもの					
令第7条第12号に掲げる器具		占有面積 1㎡につき	1年	A × 0.024	現行どおり	
令第7条第13号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占有面積 1㎡につき	1年	A × 0.006	現行どおり
		階数が2のもの			A × 0.008	
		階数が3のもの			A × 0.011	
		階数が4以上のもの			A × 0.012	
	その他のもの					

「法」は道路法を、「令」は道路法施行令をいう。

Aは、近傍類似の土地の時価を表す。

### 3 施行期日

本年4月1日